

一般社団法人 東京都作業療法士会 正会員の休会に関する規程

令和元年5月29日

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人 東京都作業療法士会（以下、本会という）の正会員の特例として定款第5条に基づく休会に関し必要な事項を定めるものとする。

(休会理由)

第2条 正会員は、一般社団法人日本作業療法士協会を休会することを原則として、次の各号の理由により休会することができる。

- (1) 出産・育児、介護
- (2) 長期の病気療養
- (3) その他理事会において承認された理由

(期間)

第3条 休会期間は、1年度単位とし、理事会において休会が承認された日の属する年度の翌年度4月1日から3月31日までとする。

- 2 休会は、最大で5回を限度とし、連続的もしくは断続的にとることができる。

(条件)

第4条 正会員は、次の各号の条件を満たし、毎年2月1日から3月31日までの間に開催される理事会において承認を得ることによって休会することができる。

- (1) 理事会が定める休会届（別記第1号様式）に必要事項を記入し、休会しようとする年度の前年度の1月31日までに会長に提出すること
- (2) 休会理由の根拠となる、第三者による証明書（様式は問わない）、若しくは日本作業療法士協会に提出した休会届の写しを前号の届に添付すること。但し、前号の届出時点で証明書の提出が間に合わない場合は、遅くとも休会期間内の1月31日までに提出すること
- (3) 休会しようとする年度の前年度までの会費が完納されていること
- (4) 一般社団法人 日本作業療法士協会に休会を届け出ていること
- (5) 過去の休会期間が5年度に達していないこと

(義務の免除)

第5条 休会する正会員は、理事会によって承認された休会期間の会費納入が免除される。

(権利等の停止)

第6条 休会する正会員は、次の各号の権利が停止される。

- (1) 代議員選挙及び役員候補者選挙の選挙権及び被選挙権
- (2) 社員にあっては社員総会での議決権
- (3) 本会が主催する学会及び基礎研修の参加ポイントの取得
- (4) 学術誌「東京都作業療法」の受取

(会員履歴等の取扱い)

第7条 休会期間は、正会員としての在籍年数に算入されない。

(復会)

第8条 休会中の正会員は、第9条に規定する休会延長もしくは第10条に規定する退会の手続きを行わない限り、翌年度から自動的に復会する。

- 2 休会期間中に休会事由がなくなり、年度途中であっても復会を希望する場合は、本会事務局に連絡して理事会が定める「復会届」(別記第2号様式)に必要事項を記入、署名・捺印して提出すること、当年度の会費を納めることをもって、復会することができる。ただし、年度途中の復会となるため、本項第6条に示された諸権利すべてが直ちに行使できるとは限らない。

(休会延長)

第9条 休会中の正会員で、引き続き翌年度も休会を希望する者は、当該休会期間内の1月31日までに、理事会が定める休会届(別記第1号様式)及び休会理由の根拠となる、第三者による証明書(様式は問わない)、もしくは日本作業療法士協会に提出した休会延長の申し出の証明の写しを会長に提出し、毎年2月1日から3月31日までの間に開催される理事会において休会の承認を得ることによって休会を延長することができる。但し、当該休会期間が5回目である場合は、休会の延長は認められない。

- 2 休会延長が理事会で承認されなかった場合、休会中の正会員は、理事会が指定する期限内に第10条に規定する退会の手続きを行わない限り、翌年度から自動的に復会する。

(退 会)

第10条 休会中の正会員で、当該休会期間の終了をもって退会を希望する者は、当該休会期間内の1月31日までに、理事会が定める退会届に必要事項を記入し、会長に提出することとする。

(会員資格の喪失)

第11条 休会中の正会員で、当該休会期間内の1月31日までに、第4条2号に規定する証明書を提出しなかった者は、当該休会期間の年度末をもって会員資格を喪失する。

(規定の変更)

第12条 この規程は、社員総会の決議によって変更することができる。

附則 1 この規定は、令和元年6月22日より施行する。

別記第1号様式 休会届

別記第2号様式復会届